

## 実験動物施設等における緊急時対応マニュアル

本マニュアルは、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）内で動物実験に携わる全ての人を対象とし、本学内の実験動物施設あるいは実験室に適用することとする。地震、火災風水害(台風)等の緊急時には本マニュアルに則った対応を行うものとする。

### 1 実験動物施設および実験室利用者の緊急時の対応

#### 1) 初期対応

地震・火災等による災害発生時には、先ず負傷者の確認と必要ならば応急処置にあたりるとともに身体の安全確保を行う。火災時に火災規模が小さければ水や消火器を用いて初期消火等を行うとともに、火災、爆発などの二次災害の防止措置を行う。

#### 2) 実験中の動物への対応

原則として、災害発生時には動物が実験動物施設あるいは実験室の外に逃亡しないよう万全を期す。実験中の動物は、ケージに収容する。

#### 3) 使用中の機器への対応

運転を緊急停止する。

#### 4) 使用中の薬品への対応

- ・地震の場合は落下しないよう床に置く等の対処をする。
- ・発火性・爆発性のある薬品については安全を確保しながら延焼の可能性のない場所に移動させる等の処置をする。

#### 5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

#### 6) エレベータ使用時の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
- ・脱出困難な場合は、非常ボタンを押して施設管理室に連絡する。  
(施設管理室：内線4322)

#### 7) 実験動物施設、実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逃亡がないよう必ず扉を閉める。

#### 8) 通報：平日勤務時間内、平日勤務時間外及び休日

##### ①平日勤務時間内

- ・大声で近辺にいる人々に事態を知らせる。

- ・火災時に初期消火不能の場合は火災報知器によって通報する。
- ・施設を管理する実験動物管理者と管理者に知らせる。  
(定金：内線4432、市瀬：内線4430)

②平日勤務時間外及び休日

- ・大声で近辺にいる人々に事態を知らせる。
- ・火災時に初期消火不能の場合は火災報知器によって通報する。
- ・施設を管理する実験動物管理者と管理者に知らせる。  
(定金：内線4432、市瀬：内線4430、もしくは施設管理室：内線4322)

9) 実験動物施設外への脱出

- ・できるだけ早く施設の入り口、もしくは施設内の飼育室前室の窓から脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。

10) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、相互の安否確認を行い、管理者に報告する。  
(市瀬：内線4430)

11) 動物実験小委員会への状況報告

- ・当事者は後日、実験中の動物に対する対応及び脱出経路等について、動物実験小委員会に報告する。

12) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続

- ・建物の安全確認後、総務グループリーダー、動物実験小委員会委員長及び委員、管理者、実験動物管理者、担当事務職員が実験動物施設あるいは実験室の設備を点検する。また、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、動物実験小委員会で対処を検討する。
- ・災害の規模が大きく、動物実験小委員会で協議の結果、全動物を適正に維持することが困難と判断した場合、動物実験責任者が実験用動物を安楽死させる。

13) 災害後の機器の点検

- ・建物の安全確認後、動物実験に係る機器を点検し、正常運転が不能な場合は使用を中止する。

14) その他

- ・夜間動物実験を行う場合は、停電を想定して、懐中電灯等を用意する。
- ・本学において地震・火災対策本部が設置された場合には、適宜その指示に従う。

## 2 緊急連絡網

大分県立看護科学大学緊急連絡網に準じる。

### 3 学内及び学外への連絡体制（学内、大分県、文部科学省等への連絡体制）

#### 1) 災害等緊急時の対応

- ① 動物実験小委員会委員長は、学長及び事務局長に状況報告を行うとともに、必要に応じて速やかに支援の要請を行う。
- ② 事務局長は、必要に応じ、本学を所管する大分県福祉保健部医療政策課や文部科学省へ状況報告を行う。

#### 2) 遺伝子改変動物の逸走、毒物等による周辺環境汚染の恐れがある場合の対応

- ① 動物実験小委員会委員長及び事務局長は、動物実験責任者から事情聴取を行う。  
(遺伝子改変動物の逸走の可能性がある場合は、遺伝子組換え実験安全小委員会委員長も事情聴取に加わる。)
- ② 事情聴取後、事務局長は大分県福祉保健部医療政策課へ状況報告を行う。
- ③ 大分県への報告と併せて、事務局長は文部科学省研究振興局ライフサイエンス課へ報告を行う。

#### 3) 人獣共通感染症発生時の対応

- ① 飼養動物に人獣共通感染症が疑われる場合は、動物実験責任者は速やかに実験動物管理者及び管理者に報告する。
- ② 管理者は、動物実験小委員会委員長に報告する。なお、必要に応じ、遺伝子組換え実験安全小委員会委員長に報告する。
- ③ 動物実験小委員会により対応策を協議する。

### 4 復旧・長期的対策

#### 1) 初期対応として上記1～3以外に、

- ・飼育施設内で逸走している実験動物がいる場合は、ケージ等に収容する。
- ・飼育（飼養・保管）設備に異常がないかどうか、給餌、給水が行えるかどうか確認をする。
- ・飼育飼料、飼育（飼養・保管）に必要な物品の確認と整理を行う。
- ・清掃等に必要な衛生用水の確保が可能かどうか、動物屍体の保管が可能かどうか確認をする。前述について検討・確認を行い、動物実験の飼育に支障がある場合は、飼育中の動物安楽死処分について動物実験小委員会が判断する。

#### 2) 災害等からの復旧が長期化する場合

動物実験小委員会は、飼育管理体制の再構築を検討するとともに、他の飼育施設と連絡・連携をとり、災害時以前から飼育していた実験動物の飼育再開について検討する。

### 5 緊急時対応の準備

#### 1) 飼料、飲水、飼育機材の準備

- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適切な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 安全保護具等の確認

## 6. その他

### 1) 停電発生時の対応

- ・作業を中断し、身の安全を確保する。
- ・施設管理室（内線4322）に停電の旨を知らせ、復旧につとめる。

### 2) 逸走動物発見時の対応

- ・発見者は捕獲し、飼育室の未使用ケージに收容し、実験動物管理者に報告する。
- ・実験動物管理者は動物実験責任者に報告する。
- ・遺伝子改変動物が飼育室外に逸走した場合、以下のように対応する。
  - ①発見者は動物を捕獲する。
  - ②実験動物管理者に報告する。
  - ③実験動物管理者は動物実験責任者に報告する。
  - ④動物を見失った場合には、動物実験小委員会及び遺伝子組換え実験安全小委員会と協議し、適切な対応を講じる。

### <参考> 実験動物施設内からの緊急避難経路

